

信州豊かな環境づくり県民会議 会則

(名称)

第1条 この会議は、信州豊かな環境づくり県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(事務所)

第2条 県民会議の事務所は長野市に置く。

(目的)

第3条 県民会議は、豊かな環境づくりを県民総参加により推進することにより、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築き、もって現在及び将来の県民生活の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 豊かな環境づくりを推進する活動の企画及び実践並びに長野県環境基本計画に定める行動指針（以下「行動指針」という。）の実践
- (2) 情報の収集及び提供、印刷物の刊行、配布等の啓発並びに行動指針を実践するための会員相互の意見交換
- (3) 諸調査の実施
- (4) 講演会、研究会、人材育成のための研修会等の開催
- (5) その他県民会議の目的を達成するために必要な事業

(会員及び支援会員)

第5条 県民会議の会員は、第3条の目的に賛同する県内団体及び長野県とする。

- 2 県民会議の目的に賛同し、財政、専門的知識等の面で支援する個人又は法人等を支援会員にすることができる。

(入会及び退会)

第6条 県民会議に入会しようとするものは、会長に入会申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により申込みをしたものについて、入会の可否を決定し、その結果を通知するものとする。
- 3 県民会議を退会しようとするときは、会長に退会届（様式第2号）を提出し、運営会議の承諾を受けるものとする。

(役員)

第7条 県民会議に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監事 2名

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、県民会議に若干名の運営委員を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、県民会議を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 会長及び副会長は、運営会議を組織し、事業の企画、立案及び調整を図り、並びに重要な会務を審議決定する。
- 4 運営委員は、運営会議に参画して会務に対する助言を行う。
- 5 監事は、事業の執行及び会計を監査し、運営会議及び総会に報告する。

(役員を選任)

第9条 役員は総会において会員及び地域会議を代表する者のうちから選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じたために就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 特定の役職により役員となった者が、その役職を退任したときは、その後任者が役員となる。この場合の任期は前項の規定を準用する。
- 4 役員任期が満了した場合に、後任者の就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第11条 県民会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第12条 会議は、総会及び運営会議とする。

- 2 総会は、これを通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は毎年開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。
- 4 運営会議は、必要に応じ開催する。
- 5 運営会議には、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

- 2 会員の3分の1以上の請求があった時は、会長は総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、少なくとも期日の5日前までに会議の目的、場所及び日時並びに会議に付議する事項を示して招集しなければならない。

(会議の運営)

第14条 総会は、県民会議を構成する会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 総会及び運営会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければすることができない。

(総会付議事項)

第15条 総会に付議する事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 役員を選任
- (6) その他運営会議が必要と認めた事項

(運営会議付議事項)

第16条 運営会議に付議する事項は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画、立案及び調整等
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第17条 県民会議の経費は、負担金、寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、毎年度総会において納入する額を定めるものとする。ただし、特別の事情がある場合、会長は会員の申出により、その会員の負担金を減免することができる。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(地域会議の設置)

第18条 広域市町村圏ごとに地域会議を置く。

(事務局)

第19条 県民会議に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、幹事、書記、その他必要な職員を置き、会長が任命する。
- 3 職員は会長の定めた職務に従事する。

(補則)

第20条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、運営会議において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成5年4月27日から施行する。
- 2 この会則施行の際、旧環境浄化推進協会の会員であった者は、この推進会議の会員となるものとする。
- 3 この会則施行の際、現に存する地域環境浄化推進協会は、会則第23条第2項に規定する地域推進会議に改組されるまでの間、同項の地域推進会議とみなす。

附 則 (平成9年4月24日付け一部改正附則)

(施行期日)

- 1 この会則は、平成9年4月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則施行の際、旧長野県美しい環境づくり推進会議の会員であった者は、この県民会議の会員となるものとし、賛助会員であった者は、第5条第2項に規定する支援会員となるものとする。
- 3 この会則施行の際、現に存する美しい環境づくり地域推進会議は、第18条に規定する地域会議に改組されるまでの間、同項の地域会議とみなす。

附 則 (平成29年5月15日付け一部改正附則)

(施行期日)

- 1 この会則は、平成29年5月15日から施行する。

(様式第1号) (第6条関係)

入 会 申 込 書

信州豊かな環境づくり県民会議
会 長 様

貴会議の趣旨に賛同し、入会の申込みをいたします。

平成 年 月 日

所在地(〒)
電 話
氏 名(代表者名) ⑩

(様式第2号) (第6条関係)

退 会 届

信州豊かな環境づくり県民会議
会 長 様

下記の理由により、貴会議を退会したいので、承諾願います。

平成 年 月 日

所在地(〒)
電 話
氏 名(代表者名) ⑩

記

退会の理由：